

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第11号
事故等種類	座洲
発生日時	平成23年1月16日 04時28分ごろ
発生場所	愛知県衣浦港南方沖 武豊町衣浦港東防波堤西灯台から真方位137° 3.4海里（M）付近 （概位 北緯34° 46.8′ 東経136° 59.4′）
事故等調査の経過	平成23年1月18日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ^{クリッパー イズモ} CLIPPER IZUMO（パナマ共和国籍）、17,002トン
船舶番号、船舶所有者等	9550163（IMO番号）、PARAISO SHIPPING S.A
乗組員等に関する情報	船長（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか17人が乗り組み、空船で、衣浦港南方沖の衣浦港東防波堤西灯台から真方位151° 2.1M付近の水深約14.5m、底質泥の場所に左舷錨の錨鎖を8節まで伸ばして単錨泊していた。 守錨当直中の一等航海士は、レーダー及びGPSで船位を確認したところ、本船が走錨していることに気付き、直ちに機関をスタンバイさせるとともに船長に報告した。 本船は、抜錨することができず、機関を全速力前進にかけたが、平成23年1月16日04時28分ごろ、浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西～西北西、風力 5、最大瞬間風速 約18.8m/s 海象：波高 約2.5m、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約1.59m 特記事項：本インシデント発生当時、東海海域全域には、海上強風警報が発表されていた。
その他の事項	民間会社が受信したAIS情報の記録によれば、平成23年1月13日～16日の本船の走錨経過は次のとおりであった。 (1) 13日15時45分03秒、北緯34° 47′ 17.9″ 東経136° 57′ 49.5″ の位置であった。 (2) 16日03時37分21秒、北緯34° 47′ 19.9″ 東経136° 58′ 02.5″ において、対地速力0.5ノット（kn）、対地針路188.6° 及び船首方位297° であり、その後、対地針路が東方に変化していた。 (3) 16日03時40分23秒、北緯34° 47′ 20.1″ 東経136° 58′ 04.2″ において、対地速力1.1kn、対地針路67.5° 及び船首方位311° であり、その後、対地針路が東北東方に変化していた。

	<p>(4) 16日03時46分25秒、北緯34°47′20.7″ 東経136°58′09.9″において、対地速力0.9kn、対地針路112.3°及び船首方位271°であり、その後、対地針路が南東方に変化していた。</p> <p>(5) 16日04時28分04秒、北緯34°46′48.6″ 東経136°59′24.8″において、対地速力0kn、対地針路141.8°及び船首方位222°であった。</p> <p>本船の喫水は、本インシデント当時、船首約3.80m、船尾約6.00mであった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、夜間、衣浦港南方沖において単錨泊中、風により走錨し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、衣浦港南方沖において単錨泊中、風により走錨したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	